



組合運営

あれこれ



組合の政治的中立の解釈について

質問

中協法第5条第3項において規定する「組合は、特定の政党のために利用してはならない」とは政治活動を一切禁止しているものと解釈すべきですか。



回答

中協法第5条は、中協法に基づいて設立される組合が備えていなければならない基準と運営上守るべき原則を規定したものであり、第1項で基準を、第2項及び第3項で原則を示しています。

設問の中協法第5条第3項は「組合は、特定の政党のために利用してはならない」の規定は、通称政治的中立の原則と称されるもので、中小企業者等が共同して事業を行う組織である組合は、経済団体という基本的性格を逸脱して政治団体化し、特定の政党の党利党略に利用されることは組合の本来の目的から見て当然のこととして禁止している訳です。

しかし、本規定は、組合の外部勢力により、あるいは組合内部の少数者によって組合が政治目的のために悪用されることを防止する趣旨であり、したがって、総会等で特定候補者の支持を決議し、その者への投票を組合員に強制すること等を禁じているものと解されるので、組合の健全な発展を図るための例えば国会等への建議、陳情等までも禁止する意味を持つものではありません。

「新事業展開を支援」～気軽に相談を！～

異業種連携や地域資源の活用による新事業（「新連携事業」「農商工等連携事業」「地域産業資源活用事業」）展開を目指す事業者の皆様を支援する制度があります。

新事業の事業計画を作成し、国の認定を受けることで、補助金、中小企業信用保証の特例、政府系金融機関の融資等の支援措置を受けることができます。

私たち中小機構は、計画作成段階から、事業者の皆様と同じ目線で共に考え、アイデアを出し、二人三脚による支援を行います。事業の内容によっては何年もかけて一緒に計画作りに取り組むケースもあります。

もちろん認定だけでなく、事業の成功こそが最も重要であることから、認定後の計画期間（3～5年）にわたって専門家がご相談をお受けするとともに、販路開拓等の支援も行います。

既に認定を受けられた方からは「国の認定」による波及効果も期待できるという声も寄せられています。皆様からのご相談を心よりお待ちしております。（連携推進課主任 今井 毅）

【お問合わせ先】 中小機構中部 連携推進課 電話052-201-3068

HOT INFO

三重労働局より

多様な正社員に係る「雇用管理上の留意事項」

「正社員」と「非正規雇用の労働者」の二極化を緩和し、労働者一人ひとりのワーク・ライフ・バランスと、企業による優秀な人材の確保・定着を図るため、勤務地などを限定した「多様な正社員」制度の実現が求められています。

厚生労働省では、「多様な正社員」制度の円滑な導入・運用のために「雇用管理上の留意事項」をまとめましたので、職務、勤務地、労働時間を限定した正社員制度の導入・運用の見直しを検討される際にぜひご活用ください。

http://mie-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/nwes2014/260908.html

（検索キーワード：三重労働局 多様な正社員）

お問い合わせ先：三重労働局労働基準部監督課 TEL059-226-2106